

学校感染症による出席停止について

下記感染症は、「学校において予防すべき感染症」と定められています。医師が学校感染症と診断した場合は、学校保健安全法の規定により出席停止となります。療養後の登校については、医師の指導に従ってください。

登校再開日は、次のとおり、登校許可証または罹患・登校届を学級担任までご提出ください。

- ※印の感染症 町田市教育委員会指定「登校許可証」に医師の証明を受けてご提出ください。
用紙は学校にありますので、担任または養護教諭までご連絡ください。
- ※印がない感染症 下記「罹患・登校届」に医師の確認のうえ、保護者が記入してください。

感染症名	出席停止基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
百日咳 ※	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか） ※	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）※	耳下腺、顎下腺又舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
風疹（三日ばしか） ※	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう） ※	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱） ※	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核 ※	病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎 ※	
急性出血性結膜炎 ※	
流行性角結膜炎 ※	
腸管出血性大腸菌感染症	
その他の感染症（医師の指示により出席停止となる場合がある感染症） 溶連菌感染症 ※、 ウイルス性肝炎、 手足口病、 伝染性紅斑（リンゴ病）、 ヘルパンギーナ、 マイコプラズマ感染症、 感染性胃腸炎 等	

----- き り と り -----

学校感染症

罹患・登校届

町田市立堺中学校長 様

年 月 日

年 組 生徒氏名

保護者氏名

下記感染症に罹患し療養していましたが、医師の指導に従い本日より登校します。

感 染 症 名

療 養 期 間

年 月 日 ~ 年 月 日

受診医療機関
